

萩・長門清掃一部事務組合同規約

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、萩・長門清掃一部事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、萩市及び長門市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

(1) ごみ処理施設（焼却施設に限る。以下「施設」という。）の設置、維持管理及び運営に関する事務

(2) 組合が関係市以外の地方公共団体から委託された事務

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、山口県萩市大字山田12406番地に置く。

第2章 組合の議会

(組合議会の設置)

第5条 組合に、組合議会を置く。

(議員の定数及び選出区分)

第6条 組合議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は8人とし、各市の定数は、次のとおりとする。

萩市 4人

長門市 4人

(組合議員の選挙の方法)

第7条 組合議員は、関係市の議会においてそれぞれの議員のうちから選挙する。

2 組合議員に欠員が生じたときは、その欠員となった議員を選出した関係市の議会において速やかに補欠議員を選挙する。

3 関係市の長は、前2項の規定により各市に係る組合議員が定まったときは、速やかに組合の管理者に通知するものとする。

(組合議員の任期)

第8条 組合議員の任期は、当該議員の属する市の議会の議員の任期による。

2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織)

第9条 組合に、管理者、副管理者及び会計管理者各1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、関係市の長の互選による。

3 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者を充てる。

(管理者及び副管理者の任期)

第10条 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長の任期による。

(事務局の設置等)

第11条 組合に事務局を置く。

2 事務局に職員を置き、その職員は管理者がこれを任免する。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議員及び関係市の識見を有する者のうちから選任された監査委員のうちから、各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期により、関係市

の識見を有する者のうちから選任された監査委員のうちから選任される者にあつては当該市の監査委員の任期による。

#### 第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第13条 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、関係市の分賦金をもってこれに充てる。

2 前項の分賦金の額の算定については、別表に定めるところによる。

#### 第5章 雑則

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行について必要な事項は、組合議会の議決を経て管理者が別に定める。

#### 附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年8月30日指令令4市町第585号)

この規約は、令和4年11月1日から施行する。

別表 (第13条関係)

分賦区分	分賦割合	算出基礎
均等割	100分の20	
人口割	100分の40	毎年度4月1日における直近の国勢調査の結果による人口
ごみ量割	100分の40	施設において処理した関係市の当該年度のごみ量

備考 施設の大規模な改修に係る経費の分賦については、組合及び関係市において協議の上、別に定めるものとする。